

参 考 資 料

1. 栗東市地域安全に関する条例、防犯のまちづくり審議会の組織及び運営に関する規則
2. 栗東市防犯のまちづくり計画(平成 17 年 2 月策定)
3. 「提言書」(平成 22 年 3 月栗東市防犯のまちづくり審議会)

栗東市防犯のまちづくり審議会の組織及び運営に関する規則

平成 16 年 3 月 24 日

規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、栗東市地域安全に関する条例(平成 12 年栗東町条例第 2 号)第 5 条の規定に基づき、栗東市防犯のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 防犯に関する施策の調査及び研究
- (2) 防犯に関する施策の市への提言
- (3) その他防犯に関する施策の推進に必要な事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者を市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 学識又は経験に基づく意見を求める者
- (2) 分野委員 防犯諸活動の中で得た知見に基づく意見を求める者
- (3) 市民委員 市民生活の中からの意見を求める者

3 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、防犯を所管する所属において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月 1 日規則第 30 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 4 月 1 日規則第 38 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 1 月 25 日規則第 1 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

栗東市地域安全に関する条例

平成 12 年 3 月 27 日

条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪から市民の生活の安全を守るために、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、相互に協力して、地域安全に関する意識の高揚を図り、かつ、積極的な地域安全運動を推進し、もって安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者(市内に住所を有する者で構成する団体を含む。)及び滞在する者並びに市内に所在する土地又は建物を所有する者及び管理する者をいう。
- (2) 事業者 市内で商業、工業その他の事業を営む者をいう。
- (3) 地域住民 市民及び事業者をいう。
- (4) 地域安全 犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会をいう。
- (5) 地域安全運動 地域住民が警察、自治体等と連携し、地域安全に関する自主的な活動を行うことをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を講じるよう努めなければならない。

- (1) 犯罪防止に関する啓発活動
 - (2) 地域安全運動の推進
 - (3) 地域安全を目的とする環境の整備
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- 2 市は、警察等関係団体と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

(地域住民の責務)

第 4 条 地域住民は、地域安全運動の推進に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(防犯のまちづくり審議会)

第 5 条 地域安全に関する方策について審議するため、栗東市防犯のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 24 日条例第 1 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

栗東市防犯のまちづくり計画

平成17年2月策定

1. 栗東市防犯のまちづくり計画策定の趣旨

近年の急激な社会環境の変化に伴い悪質な犯罪が増加し、一方検挙率は低下している。この治安の悪化は市民の不安を増大し、基礎的な生活環境として犯罪に強い社会づくり、安心・安全のまちづくりが希求されている。

このような情勢のもと、「自らの安全は自らで守る」自主防犯活動への支援、犯罪に遭いにくい防犯意識の高揚、関係機関の連携と情報交換を基調とし、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」、「なくそう犯罪滋賀安全なまちづくり基本方針」、「栗東市民憲章」及び「栗東市地域安全に関する条例」に基づき、安全で住み良いまちの実現を図るため、栗東市防犯のまちづくり計画を策定する。

また、近年地域の連帯感や人間関係の稀薄化が懸念されてるが、「安心・安全」まちづくり活動によって、地域コミュニティの再生や市民活動が促進されることを期待する。

2. 栗東市防犯のまちづくり計画基本方針

- (1) 犯罪を防止する支援システムをつくります。
- (2) 自分の安全は自分で守るという防犯意識を高めます。
- (3) 規範意識を高め、犯罪防止の地域づくりを進めます。
- (4) 犯罪弱者への支援に努めます。
- (5) 犯罪に遭わないまちづくりをハード面からも進めます。

3. 栗東市防犯のまちづくり推進計画

- (1) 犯罪を防止する支援システムをつくります。

① 犯罪防止推進体制の整備

- ・ 基本的な生活圏である小学校区において、各自主防犯組織の連携を図り、学区単位の防犯のまちづくりを推進するため、地域振興協議会の部会の改変等により「学区防犯のまちづくり協議会」の組織化と活動を支援します。
- ・ 上記の「学区防犯のまちづくり協議会」や各種防犯関連団体等の情報を共有化し、連絡調整を図り、市全体の防犯のまちづくりを推進するため、「栗東市防犯のまちづくり推進協議会」を設置し、県「湖南地域安全なまちづくり推進協議会」、防犯関係機関及び事業者等とも連携し、継続して点検、見直しを行い、防犯活動を活性化します。

② 防犯ネットワークによる取り組みの強化

- ・防犯に係わる機関・団体が有する活動やそのノウハウについて「栗東市防犯のまちづくり推進協議会」で情報交換、課題の共同研究、活動の連携調整を行い、そのネットワークを活用して地域性に配慮した実効ある取り組みを進めます。
- ・子どもや高齢者などが犯罪に遭わないように各種団体や自主防犯組織によるパトロール、郵便局等の事業所との防犯協定等により連携を強化します。

③ 防犯情報の共有化

- ・本計画及び本計画に基づき関係機関・団体が策定する行動計画について情報提供します。
- ・学区や地域での取組みや警察等防犯機関から得られた情報を共有化できるシステムづくりを進めます。
- ・学区及び自主防犯組織のリーダー研修の実施、活動マニュアルの策定等により、力を合わせた取り組みを進めます。

④ 防犯パトロール体制の強化

- ・駅、商店街、駐車場、通学路等のパトロールや違法ビラ等の撤去など、自主防犯組織等の地域におけるパトロール体制の支援を強化します。
- ・店舗・事業所等の施設やその周辺における犯罪を抑止するために、事業者や施設管理者が防犯設備の設置や警備員の配置、従業員への指導等の自主警備活動を行うことを促進します。

⑤ 防犯アドバイザーによる支援

- ・滋賀県警察防犯アドバイザーをPRし、防犯アドバイザーによる防犯教室、ボランティア講習、通学路の安全点検等の地域の防犯活動への指導を行います。
- ・警察署等による防犯パトロール方法の指導を促進します。

⑥ 相談体制の充実

- ・防犯相談窓口の一元化を進め、対応体制を再点検し、担当部局間の連携強化に努めます。

(2) 自分の安全は自分で守るという防犯意識を高めます。

① 防犯教室・講座の充実

- ・誰もが犯罪に遭うという想定のもとに、犯罪に遭わない危険回避を含む、犯罪から身を守る知識や行動を身につけるための防犯教室や講座等を充実させます。

② 犯罪関連情報の発信

- ・自治会長、学区代表者、自主防犯組織代表者、PTA代表者、保・幼・小・中・高等学校（園）長等に一斉通報システム等により迅速に犯罪情報を発信します。
- ・防犯のための不審者情報ネットワークについて検討を進めます。

③ 犯罪対応マニュアルの策定と啓発

- ・自分自身が犯罪に遭ったり、違法な行為を受けた時に、より適切な行動がとれるよう犯罪対応マニュアルを早期発見、未然防止マニュアルと併せて作成し、啓発を行います。
- ・自転車前かごネットなどの安全グッズの紹介を行います。

④ 学校等における安全確保

- ・「子どもの安全のための行動計画」及び保・幼・小・中学校（園）の危機管理マニュアルに基づき、各学校や保育園・幼稚園等での不審者の侵入に備えた訓練を定期的を実施し、通学路についても保護者や地域住民、学校との連携を強化し、安全確保の取り組みを進めます。
- ・子ども110番の家通報訓練を充実します。

(3) 規範意識を高め、犯罪防止の地域づくりを進めます。

① 規範意識の高揚

- ・責任ある大人がその役割を自覚し、家庭そして地域社会において青少年の手本となれるよう、「大人が変われば子どもも変わる運動」等の大人の意識啓発にさらに取り組み、一声運動等の地域活動、家庭教育を促進します。
- ・青少年に対する人権学習を充実し、生命の大切さを再認識すると共に、非行防止教室、薬物乱用防止教室などを実施し、規範意識を醸成します。

② 子どもの健全育成

- ・子どもに様々な体験活動や社会参加の機会を与えるための活動を充実させます。
- ・子ども110番の家の充実を図り、対応研修を行います。
- ・小中学校の空き教室や公民館等の既存施設を有効に使った居場所づくりを検討します。
- ・子どもの健全育成に取り組むリーダーの人材発掘と養成を図ります。
- ・思いやりや常識を身につけた社会人となるための道徳教育やあいさつ運動等を促進します。
- ・「地域で子どもを育てる環境づくり推進事業」の充実を図ります。

③ 自主防犯活動への支援

- ・自主防犯組織設立に伴う支援を行います。
- ・地域での自主防犯活動を活発にできるよう適切な支援と情報提供を行います。
- ・地域での防犯マップ作成の支援を行います。

④ 交番機能等の強化

- ・地域でのパトロールの強化及び空き交番をなくすため、警察官や交番相談員の増員を要望します。
- ・地域に密着した防犯事業をより主体的に行うため、(仮称)栗東警察署の設置を要望します。

(4) 犯罪弱者への支援に努めます。

① 女性、子どもへの支援

- ・ストーカーや性犯罪の被害者への支援と犯罪からの不安解消を滋賀県警察本部ストーカー対策室と連携しながら行います。
- ・「地域の子どもは地域で守る」を基本に、「子どもの安全のための行動計画」により、地域での子ども安全活動を促進します。

② 高齢者や障害者への支援

- ・犯罪被害の未然防止のため、高齢者や障害者に対して防犯教室や講習会を実施します。

③ 児童虐待の早期発見と解決への支援

- ・児童虐待については、地域住民のネットワークで早期発見や未然防止を図り、家庭児童相談員等の専門家による指導・助言、カウンセリング体制整備等、児童の社会的自立に向けての支援の充実を検討します。

(5) 犯罪に遭わないまちづくりをハード面からも進めます。

① 防犯に留意した施設等の整備

- ・道路、公園、駐車（輪）場及び共同住宅について、犯罪の防止に留意した構造、整備等に関する滋賀県の指針に沿った施設等の整備を進めます。
- ・犯罪が発生しやすい場所や地域について、監視カメラの設置等、防犯対策を備えたまちづくりへの取り組みを事業所、地域団体等と連携して進めます。
- ・学校、通学路、商業施設、公園等の安全点検の実施及び支援をします。

② 防犯灯・街路灯の設置

- ・自治会と協働して防犯灯・街路灯を必要な箇所に設置します。

提 言 書

—栗東市の安心・安全なまちづくりに向けて—

平成22年3月

栗東市防犯のまちづくり審議会

はじめに

心身ともに健やかに、幸せや豊かさを実感しながら、安全で安心できる地域に暮らすことは、私たち栗東市民みんなの願いです。

しかしながら、そのような願いも、あっけなく潰えることがあります。とりわけ、身近に発生する犯罪は、その軽重を問わず、私たちの暮らしに計り知れない影響を及ぼすものです。したがって、犯罪は未然に抑止されるべきものであり、防犯体制の構築はいかなる状況においても、最優先されるべき急務の課題です。

周知の通り、一昨年のリーマンショックに端を発する世界的な経済不況は、国内の経済・雇用情勢のみならず、私たちの暮らしの隅々にまで、深刻な影響を及ぼしつつあります。このような厳しい情勢を反映して、強盗やひったくりなど、国民生活に不安を与える事件が全国的に多発する傾向が見られ、今後の動向が懸念されているところです。

滋賀県全体の刑法犯認知件数を見ると、ひたすら増加の一途を辿っていましたが、行政・地域住民総ぐるみの取り組みによって、平成 14 年の 32,183 件をピークに、その後は減少に転じて、平成 20 年には 15,455 件とピーク時の半数以下になりました。しかしながら、最近のデータでは、殺人事件・強制わいせつ・放火などの凶悪犯罪、夜間一般住宅や事務所を狙う侵入盗、あるいは万引き・オートバイ盗などの窃盗事件は、横ばいもしくは若干の増加傾向さえ見られます。

栗東市でも、滋賀県全体と同様、刑法犯認知件数は平成 14 年の 1666 件をピークに減り始め、平成 21 年では 630 件にまで減少しています。しかしながら、隣接する草津市と守山市では、ピーク時に比べて減少幅は少なく、最近ではわずかながらも増加の傾向さえ見られるのです。こうした状況からすれば、栗東市においても今後の動向が危惧されるところです。

このような情勢のもと、犯罪を未然に抑止して、市民の生命・身体・財産を守るためには、行政と地域住民が連携・協働して、真に効果的な施策を積極的に推進することが重要です。

本審議会では、平成 17 年 1 月に策定された「防犯のまちづくり基本計画」に基づいて、平成 20 年 11 月から、栗東市の犯罪状況あるいは行政と地域における防犯活動の現状と課題等について審議を重ねてきました。本日ここに、その成果を、「栗東市防犯のまちづくり審議会の組織および運営に関する規則」第 2 条第 1 項第 2 号に基づき、当面の重点課題として、以下の通り提言いたします。

提 言

1. 積極的な広報啓発活動の推進

(1) 各種防犯情報の提供

市民の生命、身体、財産を守り安全を確保するためには、各種防犯情報等を迅速かつ的確に提供する必要がある。

現在、市が提供している情報は、子どもを犯罪から守る不審者情報、空き巣・ひったくりなどの事件情報を、防犯情報として一斉通報システムにより配信しているが、さらに幅広く防犯に関する各種情報を提供すべきである。

〈具体的な取り組み〉

- ① 市庁舎内関係部局の連携を図るとともに、警察・関係機関との連絡を一層密にし、迅速な情報収集に努める。
- ② 防犯情報にとどまらず、交通事故情報など、多岐にわたる情報を幅広く提供する。
- ③ 一斉通報システムのみならず、内容によっては防災無線を活用する。
- ④ ホームページの内容を検討する。
- ⑤ 市内各企業に対する情報提供を検討する。

(2) 広報誌の発行と活用

市民の自主防犯意識を高め、各地域における防犯活動を強化するためには、各種広報誌の活用が極めて重要であり、これを積極的に推進する必要がある。

現在は草津栗東防犯自治会発行の地域安全ニュース「まちかど」によって定期的に防犯広報が行われているほか、各自治会、各種団体においても適宜広報されているが、昨今の厳しい犯罪状況からみれば十分とは言えない。

〈具体的な取り組み〉

- ① 毎月発行の市広報誌に防犯情報欄を設け、必要な情報提供や地域での防犯活動等を広く紹介する。
- ② 各コミュニティセンター発行の広報誌等を、なお一層活用する。
- ③ 各種団体及び各自治会に防犯情報を提供し、それぞれの機関紙等への掲載を依頼する。

2. 自主防犯活動の活性化

(1) 自主防犯意識の高揚

「自分たちの地域やまちの安全は、自分たちの力で守る」という自助・共

助の意識を高めることが最も重要である。

そのためには、広報啓発活動と併せて地域ぐるみの運動を広く展開することが必要であるが、現状はまだまだ十分とは言えない。

＜具体的な取り組み＞

- ① 「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議が提唱する「4つのかける運動（声をかける、気にかける、呼びかける、鍵をかける）」を推進し、市民に定着させる。
- ② 自主防犯パトロールが各地域で継続的に実施されるよう、広く働きかける。
- ③ 犯罪の被害者となりやすい子どもや女性、高齢者、障がい者などに対し、さらに積極的な啓発を実施する。
- ④ 地域環境、生活環境など、地域の特色とニーズに即した有効な活動がなされるよう支援する。
活動事例：ルモンタウン自治会が実施した、地域特性を活かした防犯カメラの設置。
- ⑤ 草津栗東防犯自治会の地域安全指導員連絡会議や研修会を定期的
に開催するなど活性化に努める。

（２）自主防犯組織の拡大・育成

地域の実情に応じた防犯活動を効果的・継続的に実施するためには、「地域の安全は地域で守る」という強い意志を持った自主防犯組織を設立する必要がある。しかしながら、現状をみると、防犯協議会が設立されていない学区もあり、その意味で、地域間に温度差が生じている。温度差解消のためにも、防犯協議会未設立の学区には、早急に設立を働きかける必要がある。

＜具体的な取り組み＞

- ① 「学区防犯のまちづくり協議会」の設立に努める。
- ② 地域の活動拠点を各コミュニティーセンターとし、自治会間の連携を図る。
- ③ 学区防犯のまちづくり協議会と既存の自主防犯活動団体が情報を共有し、有効な活動を推進する。
- ④ 新規の自主防犯活動団体の設立を促進する。

（３）地域リーダーの育成と防犯団体の活性化

現在、栗東市には35の自主防犯活動団体が登録されているが、その活動の主たるものは子どもを対象とする通学路の安全見守りや夜間パトロールなどである。しかし、地域環境の違いによって、防犯活動の具体的な内容も異なっており、行政はこの認識の下に、地域の特性とニーズに即応した活動が効率的に行われるよう、なお一層の支援を怠らず、活動の活性化を図る必要

がある。

〈具体的な取り組み〉

- ① 各地域の特性に応じた、真に効果的な活動がなされるよう、研修会や情報交換会を開催する。
- ② 地域の独自性を十分認識し、その独自性に配慮して、活動が出来るリーダーの育成に努める。

3. 防犯モデル地区事業の推進

「市民協働のまちづくり事業」の一環として、一定の地域を防犯モデル地区に指定し、地域の実態に基づいた事業計画によって、自主防犯活動を促進し、防犯のまちづくりを推進する。

〈具体的な取り組み〉

- ① 各学区単位規模で防犯事業計画を募集し、防犯のまちづくり推進モデル地区事業として実施する。
- ② 広報啓発活動を積極的に推進し、自主防犯意識を高める。
- ③ 4つのかける運動、一戸一灯運動を推進する。
- ④ 防犯マップの作成、防犯灯の設置を促進する。
- ⑤ 「青色回転灯防犯パトロール」を実施する。

4. 防犯環境の整備

(1) 防犯灯の増設

夜間における街頭犯罪を抑止するためには、夜間照明は不可欠であり、防犯灯の増設が必要である。

〈具体的な取り組み〉

- ① 防犯灯は防犯効果が高く、これの普及に努める。
- ② 防犯灯を独自に設置した自治会の取り組みとその抑止効果を紹介し、防犯灯の増設を促進する。
活動事例：川辺住宅自治会では、自治会内の防犯灯を全て青色防犯灯に取り替える事業を実施。
- ③ センサーライトの設置を促進する。

(2) 閉館施設等の照明対策

市の施設が閉館あるいは統合されたために、閉館施設の照明がなくなり、夜間の環境が悪化して、青少年や暴走族の溜まり場となる可能性がある。ま

た凶悪犯罪の発生も懸念されていることから、事前に対応を検討しておく必要がある。

〈具体的な取り組み〉

- ① 市は施設管理の面から防犯対策を検討し、防犯灯の設置、施設内への立ち入り禁止など、事前対応を徹底する。
- ② 周辺の自治会や企業等に対しても、防犯対策について協力を要請する。

(3) 防犯カメラの設置

防犯カメラの設置による犯罪抑止効果はきわめて大きいことが実証されており、今日の犯罪情勢からしても防犯カメラの増設が必要である。

〈具体的な取り組み〉

- ① 子どもの安全確保のため、保育施設、学校施設、通学路、公園等への早期設置を検討する。
- ② 子どもが被害者となりやすい商業施設等への設置を促進する。

おわりに

この提言書は、「栗東市防犯のまちづくり審議会」の委員 11 名が、平成 20 年 11 月より、栗東市における犯罪の現状と課題を分析検討し、犯罪抑止のために実施すべき事項を重点課題としてとりまとめたものです。

委員各位からは、さまざまな意見が寄せられましたが、栗東市を安全で安心なまちにしたいという思いは一致していました。しかし、どうすれば安全で安心して暮らせるまちが構築できるのか。そのヒントはどこにあるのか、等々。

着目されたのは、かつて地域の防犯がどのように行われていたのか、ということでした。その仕組みは、このようなものだと考えられます。

すなわち、地域に暮らすもの同士が、「袖振り合うも多生の縁」とお互いを思いやり、助け合って暮らす。自分たちの地域は、自分たちで守る。こうした、自助・共助の精神、地域に根付いた生き方や考え方、人と人のつながりや絆の在り方が、いわば相互監視型の社会を自ずと醸成し、犯罪を抑止することに繋がっていた。結局は、人と人のつながりや絆こそが、地域における防犯あるいは自然災害発生時の要になるという理解です。

もちろん、行き過ぎた相互監視は論外ですが、今日の地域社会を見ると、懸念材料が多すぎるように思われます。とりわけ、人と人のつながりや絆、自助・共助の精神などは希薄化の一途を辿っています。希薄化と表現するより、一人一人が孤立していると言うべきかもしれません。つまり、人が暮らす地域はあっても、そこに暮らす人々はそれぞれに孤立化していて、いざというときに頼り合える存在ではないということです。

こうした状況のもと、防犯の要である人と人のつながりや絆を、どのように構築するのか。行政や自治会、非営利組織（NPO）の連携をどのように具現化してゆくのか。犯罪の被害者となりやすい子どもや女性、高齢者や障がい者ら要援護者などに対して、どのような具体策を講じるのか、等々。今日、私たちに突きつけられている課題は、まさしく山積みの状態です。

しかし、当面の課題として、私たちが取り組むべきは、半減した犯罪が増加に転じないように努めること、そして、さらなる抑止への具体的な施策を行政と地域が連携して一層推進することです。

防犯は広範多岐にわたる活動ですから、種々様々な問題点や課題があつて、その実施には様々な困難が予測されます。しかし、行政は地域住民の生命・身体・財産を守るという基本姿勢に立って、他に優先して防犯対策に取り組む必要があります。そのためには、関係部局が連携・連帯し、「防犯まちづくり推進本部」を設置して、地域住民の防犯活動を支援推進することが大切です。

この提言書には、上記の厳しい現実を勘案して、身近に実施できる具体策をまとめました。今後、この提言書に盛り込まれた諸事項が、栗東市の推進する「安心・安全な防犯のまちづくり」に活用されることを期待しています。